

伊賀市国土強靱化地域計画



2025年（令和7年）1月 変更

伊 賀 市

目 次

第1章 地域計画の趣旨・基本的な考え方.....	1
1 地域計画の趣旨.....	1
2 近年の災害の教訓及び国土強靱化に資するイノベーションを踏まえた対策.....	1
（1）近年の災害の教訓.....	1
（2）国土強靱化に資するイノベーション.....	2
3 基本的な考え方.....	2
（1）本計画の位置づけ.....	2
（2）本計画の対象とするリスク.....	3
（3）基本目標.....	3
（4）事前に備えるべき目標.....	3
（5）計画期間.....	3
第2章 本市の地域特性とめざすべきまちの姿.....	4
1 自 然.....	4
（1）位 置.....	4
（2）地形等.....	4
（3）気 象.....	4
2 社 会.....	6
（1）人口等.....	6
（2）産 業.....	6
（3）交 通.....	6
（4）観 光.....	7
3 災害特性.....	7
（1）風水害等.....	7
（2）地 震.....	8
4 めざす姿（将来像）.....	10
第3章 脆弱性の評価.....	11
1 評価の方法等.....	11
2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定.....	12
3 施策分野の設定.....	14
4 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための取組みの分析・ 評価.....	15
5 重要業績指標（K P I）の設定.....	15
6 施策分野別事業一覧の設定.....	15

第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針.....	16
1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針.....	16
（1）整理方針.....	16
（2）施策の重点化.....	16
（3）具体的な取組み（推進方針）.....	16
第5章 計画の推進と不断の見直し.....	36
1 計画の推進.....	36
2 進行管理（PDCAサイクルによる継続的改善）.....	36
3 計画の見直し.....	37

第 1 章 地域計画の趣旨・基本的な考え方

1 地域計画の趣旨

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」といいます。）」が 2013 年（平成 25 年）12 月に公布・施行されました。

基本法第 10 条においては、今すぐにでも発生しうる大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るため、「国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画」を他の国土強靱化にかかる国の計画等の指針となるべきものとして定めており、2014 年（平成 26 年）6 月に国において「国土強靱化基本計画（以下、「国基本計画」といいます。）」が策定されました。その後も台風や豪雨等の被害が頻発化、激甚化しており、こうした状況や教訓を踏まえて、2018 年（平成 30 年）12 月には国基本計画の見直しがなされました。

また、地方の取組みについては、基本法第 13 条において「都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画」を定めることができるとされており、三重県は、2015 年（平成 27 年）7 月に「三重県国土強靱化地域計画（以下、「県地域計画」といいます。）」を策定し、国基本計画の見直しを受けて 2020 年（令和 2 年）10 月に改訂されました。

本市においても、こうした過去の災害の教訓を生かし、いつ起こるかわからない大規模な自然災害に対して、被害を最小限に抑えるなど減災・縮災の考え方による対策を平常時から行うことが必要であることから、近年全国で相次ぐ災害の教訓を踏まえるとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点にも留意しながら、「伊賀市国土強靱化地域計画（以下、「本計画」といいます。）」を策定します。

2 近年の災害の教訓及び国土強靱化に資するイノベーションを踏まえた対策

（1）近年の災害の教訓

2016 年（平成 28 年）の熊本地震や 2018 年（平成 30 年）6 月の大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震、2019 年（令和元年）房総半島台風（台風第 15 号）、令和元年東日本台風（台風第 19 号）など、近年全国各地で大規模な自然災害が発生しています。

県は、これらの災害の経験から明らかになった教訓の具体例を次のように示しており、本市においても、これらの教訓を踏まえた対策を進めていく必要があります。

- ・河川が氾濫した場合に湛水深が深くなり、甚大な人命被害等が生じるおそれのある区間への対応が必要であること。
- ・災害拠点病院等について、診療機能を3日程度維持するための設備の増設等が必要であること。
- ・土砂災害へのソフト対策について、地方公共団体における災害リスク情報の整備や土砂災害に関する情報を改善していく必要があること。
- ・電柱の倒壊や倒木等による長期間にわたる大規模停電の発生や道路の閉塞を未然に防ぐ対策が必要であること。
- ・ブロック塀等の倒壊や多発した小規模ため池の決壊等への課題に対応する必要があること。
- ・指定避難所以外への避難、テント泊、車中泊、在宅避難等のさまざまな避難形態がある中で、被災者の把握や円滑な避難所運営が必要であること。
- ・電気通信事業者が運営する公衆回線が途絶したときでも、気象情報や避難情報等の防災情報を確実に伝達するとともに、住民の避難行動に結び付ける必要があること。

（２）国土強靱化に資するイノベーション

県は、国基本計画が特に配慮すべき事項の一つとして挙げる「国土強靱化のイノベーション」の観点から、AIやIoT、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのICT（情報通信技術）の進歩・革新、デジタルトランスフォーメーションを積極的に推進し、豪雨・地震等の規模の予測と情報提供、被害状況の推定・収集、防災機関間での情報共有・分析、被災者・避難者への災害情報の提供等、インフラ・防災・減災のあらゆる場面において、国土強靱化のイノベーションを活用することとしています。

本市は、県と連携・協力して、平常時から使い慣れた、わかりやすい情報共有・伝達を実現し、市民が安全・安心に暮らせる社会の実現をめざします。

3 基本的な考え方

国は、国土強靱化に関する各種事業を重点的かつ集中的に実施するため「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（2018年（平成30年）12月閣議決定）や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（2020年（令和2年）12月閣議決定）を定めています。

本市は、国の対策を踏まえつつ、ソフト、ハードの両面から国土強靱化対策を推進します。

（１）本計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、市の総合的な指針となる伊賀市総合計画との整合を図り、

本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とします。

（２）本計画の対象とするリスク

本計画が対象とするリスクは、市民生活・市経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては自然災害のほかに大規模事故等によるものが想定されますが、県地域計画と同様に、南海トラフ地震の発生が危惧され、30 年以内の発生確率が引き上げられたこと、また、近年、2017 年（平成 29 年）の台風第 21 号をはじめ、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向にあること等を踏まえ、対象リスクを大規模自然災害とし、このリスクにより「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

（３）基本目標

本計画の基本目標は、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、次のように定めます。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化（減災・縮災）を図ること
- IV 迅速な復旧復興を図ること

（４）事前に備えるべき目標

大規模自然災害の発生を想定して、基本目標を具体化した「事前に備えるべき目標」は、県地域計画との整合を図り、次のように設定します。

- 1. 直接死を最大限防ぐ
- 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3. 必要不可欠な行政機能等は確保する
- 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5. 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7. 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない
- 8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

（５）計画期間

本計画の計画期間は、伊賀市総合計画の策定を踏まえて、2025 年度（令和 7 年度）までとします。

第2章 本市の地域特性とめざすべきまちの姿

1 自 然

(1) 位 置

伊賀市は、三重県の北西部に位置し、南は名張市、東は亀山市、津市、北は滋賀県（甲賀市）、西は京都府（南山城村）、奈良県（奈良市、山添村）と接しており、近畿圏、中部圏の2大都市圏の中間に位置し、それぞれ約1時間の距離にあります。

市域は、東西約30 km、南北約40 kmの縦長で、面積は約558 km²です。土地利用としては、森林が全体の約62%を占める一方、農用地が約14%、宅地は約5%となり、森林などの自然と共生しつつ、限られた土地の有効利用を図ることが必要となっています。

また、本市を中心市とし、京都府笠置町、南山城村、奈良県山添村と伊賀・山城南・東大和定住自立圏を形成しています。

(2) 地形等

地形は、北東部を鈴鹿山系、南西部は大和高原、南東部を布引山系に囲まれた盆地を形成しており、低地・台地は少なく、丘陵地が多くなっています。このため、限られた平地や台地を農地や宅地として利用しており、近年では丘陵地等を開発し、住宅団地などが形成されています。

地質は、花崗岩及び片麻岩の基礎が浅く、その上を古琵琶湖層群が被っています。プレート境界地震に対してはほとんど被害を受けたことはありませんが、1854年（嘉永7年）6月の内陸直下地震の際には、盆地の沖積低地で亀裂、小断層、泥水の噴出をともなっています。

地盤は、主に地盤型Aと地盤型Dで構成されており、地盤型Aは主に古い岩石からなる山地地形に相当し、地震動に対しては比較的安定しているものの、花崗岩類の場所は地震動に対して斜面崩壊を起こしやすく、小規模な崩壊地が多数発生するのが特徴です。地盤型Dは主に砂礫層からなる堆積平野で、地盤に砂礫が卓越していることから、沖積低地の中では地盤条件は良いといえます。

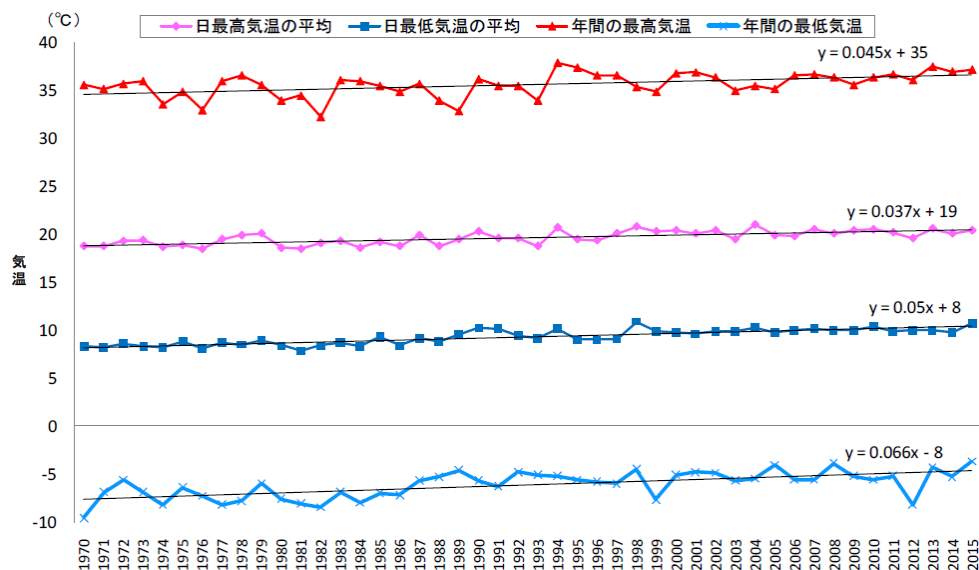
水系は、大阪湾に流れ込む淀川の源流域であり、近畿圏域の水源地となっています。当地域を取り巻く森林は、地域の景観を形成するとともに、水源かん養、水質ろ過等の公益的機能を発揮しています。

(3) 気 象

気候は、夏の蒸し暑さと冬の底冷え、朝夕と日中の気温の差など、寒暖の差が激しい典型的な内陸型気候です。

近年における気温の変化（伊賀市緑ヶ丘本町、1970-2015）を見ると、年間の最高気温・

最低気温、日最高気温の平均・日最低気温の平均はいずれもわずかに上昇傾向にあります。

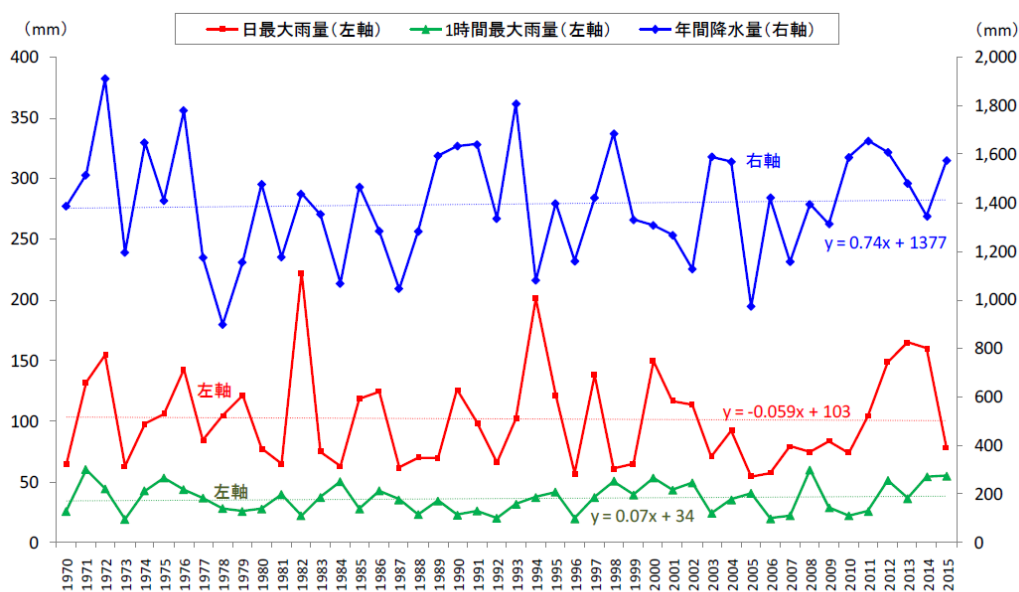


資料：伊賀市地域防災計画（気象庁アメダスデータより作成）

年間の平均降水量は1,364mmであり（1981-2010 の平均）、県内では比較的降水量の少ない地域となっています。

また、近年の降雨状況（1970-2015）について見ると、年間降水量、日最大雨量、1 時間最大雨量は、いずれも顕著な増加・減少の傾向は見られません。

年間の降雪量は、0 mm～74mm（1954-1996）の範囲で変動があるものの、顕著な増加・減少の傾向は見られません（気象庁アメダス資料、上野地点）。



伊賀市緑ヶ丘本町における降水量の推移(1970-2015)

資料：伊賀市地域防災計画（気象庁アメダスデータより作成）

2 社 会

(1) 人口等

本市の人口及び世帯数は、2020 年（令和 2 年）3 月末現在、90,572 人、40,654 世帯となっています。平成に入ると経済の低迷や住宅団地への人口流入の落ち着き、高齢化等により、近年の人口は微減しています。

住宅団地を抱える地域では、同世代の世帯が急激に流入したため、高齢化も急激に訪れることが予測されます。北部地域は、昼間人口、夜間人口に大きな差異は見られませんが、南部地域では大阪方面への通勤・通学者が多く、昼間人口が少なくなっています。

なお、65 歳以上の老年人口の比率は、2005 年（平成 17 年）には 24.6%であったものが、2020 年（令和 2 年）3 月末には 32.8%と高齢化が進んでおり、老年人口割合の増加は全人口に占める要配慮者の割合の増加につながります。

また、外国人住民数は、2020 年（令和 2 年）3 月末現在で 5,740 人にのぼり、観光目的で本市を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が必要になります。

世帯数は、核家族化や住宅団地への流入等により増加していますが、1 世帯あたりの人員は年々減少の傾向にあります。

(2) 産 業

本市は、関西圏と中部圏をつなぐ交通の要衝に位置し、その幹線道路となる名阪国道の利便性が高いことから、沿道における工業の立地が進んできました。近年では、ゆめが丘の産業用地への工業進出、また、産学官連携伊賀研究拠点の設置により、研究開発による新製品や既存資源を活用した新規事業展開など、さらなる地域活性化が期待されています。

本市の産業の状況は、産業別就業者数では、2015 年（平成 27 年）現在、農林業を主体とする第 1 次産業が 2,620 人、製造業・建設業を主体とする第 2 次産業が 17,274 人、サービス業・卸小売業を主体とする第 3 次産業が 24,059 人となっています。また、2010 年（平成 22 年）と 2015 年（平成 27 年）の産業就業者数を比較すると、第 1 次産業では約 7.7%の増加、第 2 次産業では約 0.7%の増加、第 3 次産業では約 0.7%の減少となっています。

(3) 交 通

市内の鉄道は、大阪～名古屋間を結ぶ広域的な公共交通の軸として北部を J R 関西本線、南部を近鉄大阪線、京都方面へは J R 草津線が機能しています。また、J R 関西本線と近鉄大阪線を結ぶ形で伊賀鉄道伊賀線が市の中央部を南北に縦断しており、本市の広域交通体系の骨格はこれら鉄道により形成されています。

また、名古屋上野高速線等の高速バスや路線バス上野名張線、上野山添線、廃止代替バ

ス月瀬線は、市外とのアクセスに重要な役割を果たしており、営業路線バス阿波線、玉滝線、桐が丘線及び月瀬線以外の廃止代替バスは、公共交通軸と一体となって医療機関、公共公益施設などの拠点施設へのアクセス機能を有する生活交通軸として機能しています。

その他行政バス等は、各地域の生活圏内の移動を支え、地域の拠点である各支所や公共交通軸（鉄道、基幹バス）及び準基幹バスへのアクセス手段となっています。

しかし、これら公共交通においては、近年の少子化による人口減少や自家用車への依存などにより、利用者の減少が続いています。

（４）観 光

本市は、2017 年（平成 29 年）2 月に「忍者市」宣言を行い、忍者を活かした観光誘客やまちづくりを進めています。

このような取組みにより、本市を訪れる観光客は、入り込み客数で年間 300 万人前後となっており、奈良、京都、滋賀、兵庫、和歌山を含めた関西圏からの観光客が約 5 割を占めています。また、海外での忍者人気と相まって外国人観光客が増加しています。

そのため、観光の繁忙期や週末などに大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定されます。

3 災害特性

本市は、丘陵地や中山間地が広く存在し、急傾斜地等で危険区域に指定されている箇所が数多くあることから、台風や集中豪雨などの際には土砂災害等の危険性が高い地域といえます。また、本市は、内陸部に位置し、津波による被害は想定されていません。

（１）風水害等

本市にもたらす気象災害の代表的なものには、梅雨前線・秋雨前線による集中豪雨、台風などがあげられます。

近年の災害履歴としては、1953 年（昭和 28 年）8 月に伊賀地域を襲った豪雨災害は、二つの低気圧を伴う前線によって「地軸をゆるがす雷雨」と表現されるほどの豪雨が発生し、地域の被害は死者・行方不明者 30 名以上、全半壊家屋約 360 棟、住家浸水約 8,100 棟をはじめとする甚大なものであり、三重県と京都・滋賀・奈良府県境付近にも大きな被害をもたらしたことから、のちに「東近畿大水害」と名付けられました。その災害の復旧もままならないなか、同年 9 月に台風第 13 号が伊賀地域に來襲し、甚大な被害をもたらしたことから、これらの災害を総称し、この年の和暦を採って「二八災害」と呼ばれ、その被害額は 90 億円を超え、旧上野市の当年度一般会計予算の 36.8 倍とされています。（伊賀市史第三巻 通史編 近現代より引用）

その後も、1959 年（昭和 34 年）の伊勢湾台風、1961 年（昭和 36 年）の集中豪雨などのほか、これら以降も台風や集中豪雨による被害を受けています。

近年の異常気象や線状降水帯による局地的大雨の長期化、降水量の増大などによる土砂災害や河川の氾濫・決壊などには、特に注意が必要です。

（２）地 震

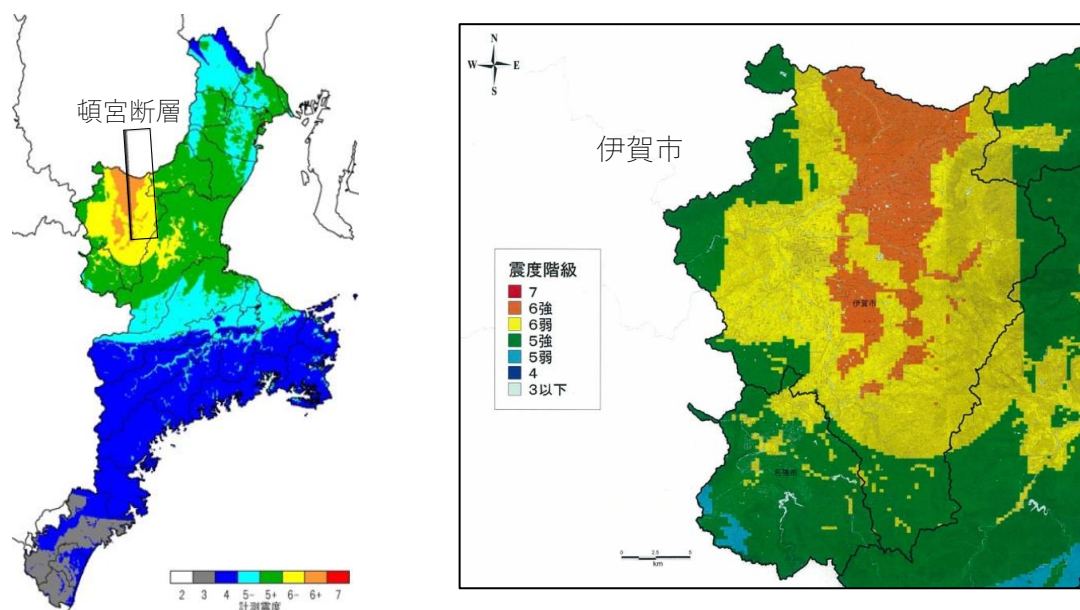
① 内陸直下型地震

過去には、1854 年（嘉永 7 年）6 月 15 日に「安政伊賀上野地震」が発生しました。この地震は、木津川断層系の活動によるものと考えられており、伊賀・伊勢・大和各国北部の揺れが激しく、その揺れは、東は三河、西は大阪・堺まで東西にひろがり、羽根村庄屋中村久右衛門が記した「大地震自他見聞書」には、死者 597 名、負傷者は 965 名、倒壊・半倒壊の家屋が 6,300 等を超えると記載され、上野城下では武家屋敷の大半が倒壊したと伝えられるように大きな被害をもたらしました。（伊賀市史 第二巻 通史編 近世より引用）

三重県の地震被害想定調査（2014 年（平成 26 年）3 月）では、県内で存在が確認されている活断層のうち、深刻な地震被害をもたらすことが想定される活断層は、「養老－桑名－四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部）」、「頓宮断層」の 3 断層あり、本市に大きな被害をもたらすと想定される内陸直下型地震は「頓宮断層地震」です。

頓宮断層地震は、市東部で南北に活断層が走ることから、市面積の約 6 割が震度 6 弱で、震度 6 強と震度 5 強がともに約 2 割を占めます。

【頓宮断層での地震による震度予測図】



頓宮断層地震による本市の死者数（冬・深夜の発災ケース）は約 200 人、建物被害（冬・

夕 18 時の発災ケース）は約 4,500 棟と予測されており、そのうち、揺れに伴い約 4,400 棟が全壊、急傾斜地等で約 40 棟、液状化で約 20 棟が全壊、火災により約 30 棟が焼失すると予測しています。

区 分	死者数（冬・深夜の発災ケース）				
	建物倒壊		合 計		
	うち、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物				
頓宮断層地震	約 200 人		約 10 人		約 200 人
	全壊・焼失棟数（冬・夕 18 時の発災ケース）				
	揺 れ	液状化	急傾斜地等	火 災	合 計
	約 4,400 棟	約 20 棟	約 40 棟	約 30 棟	約 4,500 棟

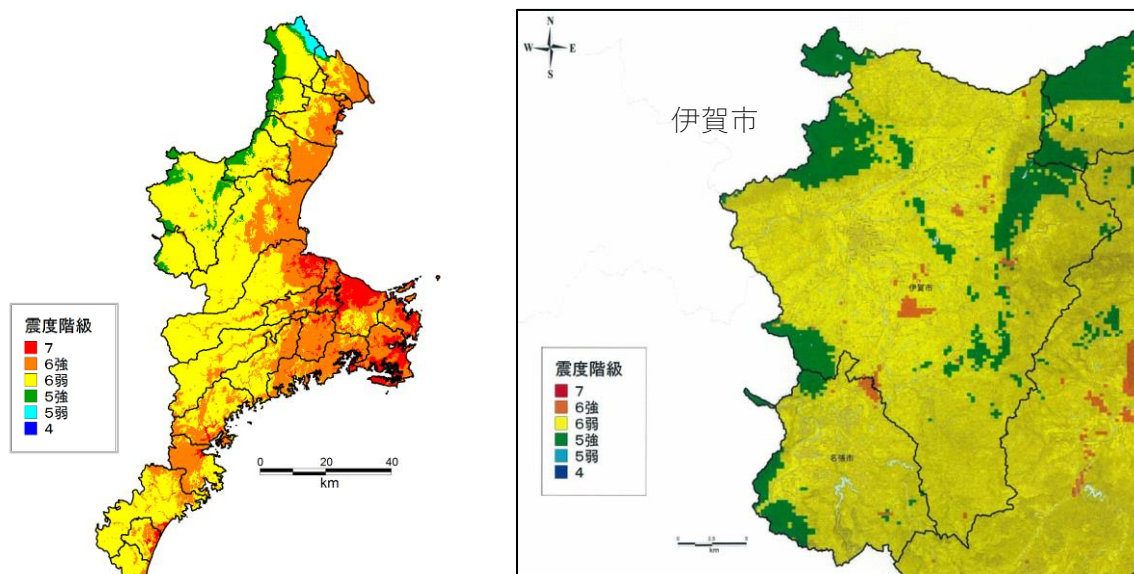
② 南海トラフ地震

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（2020 年（令和 2 年）1 月 1 日時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード 8～9 クラス）の今後 30 年以内の発生確率を 70%～80%としており、大規模地震発生の緊迫度が高い状況にあります。

三重県の地震被害想定調査（2014 年（平成 26 年）3 月）のうち、プレート境界型地震については、「過去最大クラスの南海トラフ地震」と「理論上最大クラスの南海トラフ地震」の 2 つの地震モデルについて調査を実施しています。

【想定地震における震度予測図】

理論上最大クラスの南海トラフ地震



過去最大クラスの南海トラフ地震（以下、「過去最大クラスの地震」という。）では、市域の大半は震度 5 強、一部の地域で震度 6 弱及び 5 弱と想定されています。一方、理論上最大クラスの南海トラフ地震（以下、「理論上最大クラスの地震」という。）では、大半は震度 6 弱、一部の地域で震度 6 強及び 5 強が想定されています。

なお、南海トラフを震源域とする巨大地震について、複数レベルの発生パターンを想定し被害予測等を取りまとめており、過去最大クラスの地震では最大震度 6 弱で市内の大半は震度 5 強、理論上最大クラスの地震では最大震度 6 強で市内の大半は 6 弱と想定されています。

また、理論上最大クラスの地震では、死者が約 70 人、建物被害では全壊・焼失棟数が約 1,900 棟と予測されています。

区 分	死者数（冬・深夜の発災／早期避難率低ケース）				
	建物倒壊		うち、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物		合 計
理論上最大クラスの南海トラフ地震	約 70 人		－		約 70 人
	全壊・焼失棟数（冬・夕 18 時の発災ケース）				
	揺 れ	液状化	急傾斜地等	火 災	合 計
	約 1,900 棟	約 20 棟	約 40 棟	約 20 棟	約 1,900 棟

県全体では、建物倒壊約 238,000 棟・死者数約 53,000 人の被害で、伊勢湾や熊野灘沿岸自治体に甚大な津波被害が予測されています。

4 めざす姿（将来像）

本市においては、まちの将来像を「ひとが輝く 地域が輝く 伊賀市」（第 2 次伊賀市総合計画基本構想）とし、南海トラフ地震や直下型地震の発生、地球温暖化などを原因とした気候変動により台風の大型化や豪雨などによるリスクの高まりが危惧される中、災害から市民の生命・身体・財産を守り、市民が安心して安全に暮らせるよう「強さ」と「しなやかさ」を併せ持ったまちづくりとともに、国、県及び定住自立圏域自治体等との連携のもと広域災害時の後方支援活動拠点機能の充実などを総合的に推進するものとします。

第3章 脆弱性の評価

1 評価の方法等

国土強靱化地域計画策定ガイドライン（2019年（令和元年）6月、内閣官房国土強靱化推進室）及び県地域計画（2020年（令和2年）10月改訂）を踏まえて、次の方法により脆弱性評価を行います。

- (1) 市民生活・市民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震及び風水害」等の大規模自然災害を基本として設定
- (2) 4つの基本目標を具体化した8の「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば本市に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- (3) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な「施策分野（個別施策分野、横断的分野）」を設定
- (4) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、強靱化に関する施策分野を総合的に評価

2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊等による多数の死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設における倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）の発生、混乱
		2-5	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
		2-7	災害救助における活動拠点、資機材等の不足
		2-8	市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態
		2-9	緊急輸送路等の途絶により、救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
		2-10	市民の多数被災、防災倉庫の被災等により、消防団や自主防災組織が救援・消火活動等をできない事態
3	必要不可欠な行政機能等は確保する	3-1	防災拠点施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		3-2	広域応援部隊や後方支援部隊の受入体制が十分に確保できない事態
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業等の生産力低下
		5-2	幹線道路の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-3	地域産業（観光、農林業、商工業等）の被害拡大と産業の停滞
		5-4	食料・飲料水等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	上下水道、污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-2	地域交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-3	電気、ガス、燃料の長期間にわたる供給停止
		6-4	広域応援部隊が使用する燃料等物資の調達が市の需要と競合し、円滑な救援行動に支障を来す事態
7	制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地等での大規模火災による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物・構造物等の倒壊に伴う閉塞、交通麻痺
		7-3	防災インフラ、ため池、ダム等の損壊・機能不全、土砂流出による多数の死傷者の発生
		7-4	農地、森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生した災害廃棄物や土砂の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れる事態
		8-3	事業用地の確保や応急仮設住宅等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	企業や市民の流出等による地域活力の低下
		8-6	人口減少・高齢化の進行による地域防災力の低下

3 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための取組みとして、8つの個別施策分野と4つの横断的分野を設定しました。

個別施策分野は、①行政機能／消防／防災教育等、②住宅・都市、③保健・医療・福祉、④情報・通信、⑤産業構造（農林商工）・金融、⑥交通・物流、⑦環境・エネルギー、⑧国土保全（土地利用）を設定しました。

また、横断的分野は、⑨リスクコミュニケーション、⑩人材育成、⑪公民連携、⑫老朽化対策を設定しました。

個別施策分野		主な施策
①	行政機能／消防／防災教育等	行政機能・防災拠点施設の維持、市民の避難行動・避難場所、消火・救助・救急、学校・保育施設の安全、防災教育に係る施策など
②	住宅・都市	住宅・民間建築物の安全対策、都市計画・まちづくりに係る施策など
③	保健・医療・福祉	災害時の医療体制、保健衛生、要配慮者に係る施策など
④	情報・通信	情報の収集・提供、通信インフラ等に係る施策など
⑤	産業構造（農林商工）・金融	事業者の業務継続体制、農林業の基盤整備、金融（資金的支援等）に係る施策など
⑥	交通・物流	道路・交通・物流ネットワークの整備に係る施策など
⑦	環境・エネルギー	上下水道、廃棄物処理、燃料や代替エネルギーに係る施策など
⑧	国土保全（土地利用）	市街地整備、河川改修、土砂災害対策等に係る施策など
横断的分野		主な施策
⑨	リスクコミュニケーション	市民との防災意識の共有等に係る施策など
⑩	人材育成	防災を担う人材の育成に係る施策など
⑪	公民連携	民間事業者等との協力体制の構築に係る施策など
⑫	老朽化対策	公共施設の適正な維持管理に係る施策（長寿命化等）など

4 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための取組みの分析・評価

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・評価しました。

また、課題の分析・評価に当たっては、必要に応じて、他の主体（関係府省庁、地方公共団体、民間事業者、NPO等）との連携や他の主体の取組みに関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

脆弱性の評価結果は、「資料1：脆弱性評価結果」のとおりです。

5 重要業績指標（KPI）の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために有効な施策について、重要業績指標（KPI）を「資料2：重要業績指標（KPI）一覧」のとおり選定しました。

重要業績指標（KPI）は、脆弱性評価や、今後これを踏まえて推進する施策の進行管理に活用します。

6 施策分野別事業一覧の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために想定される個別事業については、施策分野別事業一覧（資料3）のとおりです。

第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針

（1）整理方針

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果（資料1）に基づき、国土強靱化を推進するため、（3）のように推進方針を整理します。

なお、推進方針は、県地域計画に基づき、脆弱性評価結果との対比が簡易となるよう、また、推進方針に基づく事業の進捗状況のとりまとめが柔軟にできるよう、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに整理しています。

（2）施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の優先順位づけを行い、優先順位の高い施策については、重点化しながら進める必要があります。

国基本計画においては、国土の強靱化を実現するために重要なプログラム（リスクシナリオ）として45のプログラム（リスクシナリオ）を設定し、そのうち特に重点化すべきプログラム（リスクシナリオ）として、15のプログラム（リスクシナリオ）を選定しています。

本計画は、国基本計画と同様に、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の単位で施策の重点化を図ることとし、国基本計画における重点化すべきプログラム（リスクシナリオ）を参考にするとともに、過去の災害経験や地域特性、社会情勢や環境の変化（地域防災力の低下、インフラの老朽化、気候変動など）、緊急性（人命保護に直結、リスクの切迫性など）を勘案し、重点化プログラムを選定しました。

（3）具体的な取組み（推進方針）

脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための具体的な取組みについて次のように整理しました。

（注1）【 】は、関連する施策分野を示す

（注2）**重点P**は、重点化プログラムを示す

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊等による多数の死傷者の発生 **重点P**

① 住宅・民間建築物の耐震化【住宅・都市】

- ・住宅・民間建築物の耐震化を推進及び促進することにより、安全で安心できる住まい・災害に強いまちづくりを実現するため、伊賀市建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震性が不足する住宅及び民間建築物における耐震診断・耐震改修の促進を図るための情報提供及び支援事業等を推進する。
- ・関係団体と協力し、大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の普及啓発を推進する。
- ・大規模盛土造成地マップの公表による防災・減災意識の醸成をはじめ、県との連携により宅地の耐震診断、耐震化等に努める。

② 市営住宅の耐震化【住宅・都市】【老朽化対策】

- ・耐用年数を超過した市営住宅は、長寿命化計画に基づき、用途廃止や建替えを推進する。
- ・地域住宅計画に基づく市営住宅の整備を推進する。

③ 学校施設の耐震対策【行政機能／消防／防災教育等】

- ・学校施設については、二次構造部材（天井、床等の非構造部材）等を含め、耐震対策が必要と判断された施設の早期の対策実施を図る。

④ 社会教育・福祉施設等の耐震化【保健・医療・福祉】

- ・未耐震の社会教育・福祉施設等については、耐震化を推進する。
- ・高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備のほか、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修、非常用自家発電機設備の整備等の対策を推進する。

⑤ 沿道構造物の倒壊防止等【住宅・都市】

- ・ブロック塀や広告塔等の耐震対策等の普及啓発を促進する。

⑥ 無電柱化の推進【交通・物流】【国土保全（土地利用）】

- ・市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。

⑦ 大規模災害を考慮した都市づくり【行政機能／消防／防災教育等】【住宅・都市】

- ・伊賀市総合計画との整合を図りつつ、想定される地震災害リスクを考慮し、関連計画に反映させる。

⑧ 避難路等の整備【行政機能／消防／防災教育等】【リスクコミュニケーション】

- ・指定緊急避難場所までの安全な避難路、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路（道路）の整備充実を図る。

⑨ 避難場所等となるオープンスペースの確保【行政機能／消防／防災教育等】【住宅・都市】

- ・大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及

び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。

⑩ 広域的な連携体制の構築【行政機能／消防／防災教育等】

- ・他市町村との相互応援協定締結など連携を図り、応援・受援体制の構築を推進する。

⑪ 一時滞在施設の確保【行政機能／消防／防災教育等】

- ・一時滞在施設の充実を図るなど、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するとともに、帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、災害時における輸送手段の確保を図る。

⑫ 継続的な防災訓練や防災教育等の推進

【行政機能/消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】

- ・家具の転倒防止対策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

⑬ 市民による自発的な防災活動の促進

【行政機能/消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】

- ・地域の防災力向上のための取組みを支援し、市民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

⑭ 住宅用火災警報器の設置促進【行政機能/消防/防災教育等】

- ・高齢者世帯へは各種媒体を通じて住宅用火災警報器の普及・啓発を推進するとともに設置促進に努める。

1-2 不特定多数が集まる施設における倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生

① 大規模火災対策の推進【行政機能／消防／防災教育等】【国土保全（土地利用）】

- ・大規模な火災の拡大を防ぎ、又は被害を軽減するため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災街区の整備、面的整備事業等を実施する。
- ・防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導を図る。
- ・耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設を整備する。
- ・火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療関係の建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進する。

② 密集市街地の改善【行政機能／消防／防災教育等】【住宅・都市】

- ・災害時に被害を受けやすい旧城下町地区等の密集市街地については、日本の20世紀遺産に選定された伊賀上野城下町のまちなみ景観や歴史文化、風土との調和に配慮しつつ、浸水対策、消防水利としての活用やオープンスペースを確保するため、上野城の遺構の一部復元などにより防災機能の向上に努める。

③ 災害対応機関等の対応能力の向上

【行政機能／消防／防災教育等】【リスクコミュニケーション】【公民連携】

- ・住民自治協議会、自治会、自主防災組織、企業等、市民が主体となって実施する防災訓練への協力・支援を行う。
- ・防災関係機関と連携して訓練を実施するなど、救援活動等が円滑に遂行できるよう、対応能力の向上を図る。

④ 常備消防・消防団の充実強化

【行政機能／消防／防災教育等】【人材育成】【老朽化対策】

- ・消防庁舎については、大規模改修による長寿命化や更新に向けた検討を行う。
- ・地域における消防防災の中核である消防団については、活性化計画を策定し、団員の育成、装備の充実を推進し、組織の活性化を図る。

⑤ 狭あい道路の整備推進【住宅・都市】

- ・大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行を確保するため、狭あい道路の拡幅整備等を図る。

⑥ 空き家の適正管理の推進【住宅・都市】

- ・空き家の適正管理について啓発等を行うとともに、空き家バンクへの登録、空き家の利活用等を促進する。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 **重点P**

① 河川等の整備【国土保全（土地利用）】

- ・本市は、淀川水系木津川の上流域に位置することから、流域全体の治水対策としてダムや遊水池の整備確保、河道の掘削などを中心に国、県と連携して取組みを進める。
- ・川の水質や水生生物の生態系にも配慮しながら、集落にかかる緊急性の高い箇所から河川浚渫を推進する。
- ・内水排水用のポンプについては、緊急時に適切に運用できるように平常時の維持管理を確実にいき、市民等の暮らしに密接なかかわりを持つ河川空間の保全・整備を図る。
- ・河川堆積土砂の撤去等について、必要箇所の優先度の検討、選定した箇所の情報を県と共有しながら、緊急度の高い箇所から計画的に推進する。
- ・排水機場排水ポンプ設備等の老朽化対策を着実に実行し、内水の排除を的確に行うことができるようにする。

② 河川施設等の点検、対策【国土保全（土地利用）】

- ・河川施設等を常時良好な状態に保つため、計画的な点検を実施するとともに、点検により異常が認められた場合には、速やかに対策措置を検討する。

③ ハザードマップの周知徹底等【国土保全（土地利用）】【リスクコミュニケーション】

- ・ハザードマップの配布や市ホームページでの掲載等は今後も継続して実施すると共に、

広報活動をさらに充実し、市民への周知徹底を図る。

- ・避難訓練等の防災訓練等に活用することにより、ハザードマップの周知を図る。

④ 情報提供手段の整備【行政機能／消防／防災教育等】【情報・通信】【公民連携】

- ・非常時の通信手段となる防災情報システムの充実を図るとともに、適正に維持管理する。
- ・防災情報等の提供については、市の防災システムを活用し、多種多様な方法での情報提供体制の確立及び提供手段の強化・充実を推進する。

⑤ 市街地の浸水対策【住宅・都市】【国土保全（土地利用）】

- ・市街地の浸水対策として、伊賀市雨水管理総合計画を策定し、施設整備を推進する。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 重点P

① 適切な災害情報の提供【行政機能／消防／防災教育等】【情報・通信】

- ・災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制等の拡充を図る。

② 治山施設の整備、自然と共生した森林づくり【国土保全（土地利用）】

- ・地域住民の暮らしにかかわりの深い森林保全、特に里山林の整備や保全活動を支援する。
- ・間伐等に対する支援を実施することで認定林業事業体を育成・支援し、森林経営計画の策定を支援する。

③ 防災重点農業用ため池対策の推進【国土保全（土地利用）】

- ・災害防止上、緊急度が高いため池の管理者に対し啓発を行うとともに、改修（補強）事業を促進する。

④ 市民による自発的な防災活動の促進（1-1⑬再掲）

【行政機能/消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】

- ・地域の防災力向上のための取組みを支援し、市民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

⑤ ハザードマップの周知徹底等（1-3③再掲）

【行政機能/消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】

- ・ハザードマップの配布や市ホームページでの掲載等は今後も継続して実施すると共に、広報活動をさらに充実し、市民への周知徹底を図る。
- ・避難訓練等の防災訓練等に活用することにより、ハザードマップの周知を図る。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

重点P

① 物資輸送ルートの確保【情報・通信】【国土保全（土地利用）】

- ・緊急輸送道路や、防災上の拠点について、発災時にも機能するよう整備を図る。

② 迅速な道路啓開の体制整備【交通・物流】【公民連携】

- ・関係機関と連携した迅速な道路啓開（道路上のがれき処理等）の体制整備を推進する。
- ・道路啓開を円滑に行うために必要な人員、資機材等の迅速な確保を図るため、関係団体との連携強化に努める。

③ 上水道施設の耐震化等【環境・エネルギー】【老朽化対策】

- ・災害により配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水管の多系統化、老朽化施設の計画的な改修、水道施設の耐震化を図る。
- ・浄水場、配水池等の水道施設及び基幹病院、災害時避難拠点等の給水優先度が特に高い施設に水道水を供給する配水管の耐震化を図る。
- ・被災時における応急給水を円滑に行うため、施設や資機材の整備、充実を図る。

④ 燃料の確保対策の推進【行政機能／消防／防災教育等】【公民連携】

- ・緊急通行車両（市有車等）や市有施設における非常電源設備等の燃料の確保を図る。

⑤ 家庭や地域における災害用備蓄の促進【リスクコミュニケーション】

- ・市民に対し、各家庭における食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を行うよう啓発活動を実施する。

⑥ 事業者等と連携した物資調達・供給体制の確立

【行政機能／消防／防災教育等】【公民連携】

- ・災害時に必要な物資を取り扱う事業者等との調達協定等の締結を推進し、災害時の物資等調達体制の強化を図る。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 **重点P**

① 孤立化防止対策【行政機能／消防／防災教育等】【情報・通信】

- ・災害による孤立の可能性がある特定地域の通信途絶を防止するため、災害時における通信を確保する。
- ・孤立想定地域に配置している防災備蓄倉庫の災害時用物資（食料等を含む）の計画的な更新を推進する。

② 緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備【交通・物流】【老朽化対策】

- ・災害発生時に、道路は市民の避難路や応急対策活動、応急復旧活動の動脈となることから、道路網の整備を計画的に推進する。

- ・道路橋に関する耐震基準の改訂を踏まえた諸調査を進め、順次落橋防止等の補強対策の計画的な実施を図る。

③ 大雨時の道路の安全確保【交通・物流】

- ・市管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋設置、道路占用者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、アンダーパス等浸水時危険箇所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の通行規制体制整備等による安全確保対策を実施する。

④ 機動的・効率的な活動体制等の確保【行政機能／消防／防災教育等】【情報・通信】

- ・災害発生時に、孤立地域の把握等を含めた被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害対策本部の機能・体制の確保・強化を図る。

⑤ 民間備蓄等との連携【公民連携】

- ・災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を推進する。

⑥ 被災による機能低下の回避【行政機能／消防／防災教育等】

- ・大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち早期復旧の必要のある業務を実施する体制を確保する。

2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① 適切な医療機能の提供【保健・医療・福祉】【公民連携】

- ・市内医療施設等との連携を強化し、大規模災害時の協力体制、必要となる物資の確保体制の充実を図る。

② 介護保険施設の相互支援協定の締結促進【保健・医療・福祉】

- ・災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう、取組みを促進する。

③ 負傷者の搬送先の確保【保健・医療・福祉】

- ・多数の負傷者が発生した際、人的被害を最小限に抑えることができるよう、重症度に応じた搬送先を確保するため災害拠点病院をはじめとした医療機関と連携し体制を整備する。

④ 応急医療体制の整備【保健・医療・福祉】

- ・重症患者のヘリコプター等による広域医療搬送、市外からのDMAT（災害派遣医療チーム）等の救護班の受入れによる治療体制の確保等、医療救護体制の充実・強化を推進する。

⑤ 自主救護体制の確立【保健・医療・福祉】【人材育成】

- ・大規模災害時には、医療従事者が不足するおそれがあるため、軽傷者の手当など応急救護が行えるように自主防災組織等の活動を支援する。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）の発生、混乱 **重点P**

① インフラの整備・保全【交通・物流】

- ・効率的な舗装修繕や橋梁修繕を実施し、幹線道路や生活道路の整備を行うとともに、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保する。

② 観光地の防災対策【住宅・都市】【産業構造（農林商工）・金融】【公民連携】

- ・観光事業者や観光関係団体等と連携して、観光地の防災対策に取組み、避難誘導や帰宅支援、観光施設の耐震化など観光客の安全・安心を確保するための対策を促進する。

2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生 **重点P**

① 感染症の発生・まん延防止【保健・医療・福祉】【情報・通信】

- ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策の実施を促進する。

② 避難者の感染症対策【保健・医療・福祉】【情報・通信】

- ・避難者に感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を良好に保つようにするとともに、必要に応じて救護所を設置する。

③ 避難所における感染症対策【保健・医療・福祉】

- ・指定避難所以外の避難所の開設等、避難者が密集しない十分なスペースを確保するための対策を推進する。
- ・マスクや消毒液、体温計など感染症対策として必要な資材の確保を推進する。

④ 下水を速やかに排除、処理するための体制の構築等【環境・エネルギー】【老朽化対策】

- ・住宅や避難所からの生活排水を速やかに排除するため、「伊賀市生活排水処理施設整備計画」に基づき、計画的な整備を促進する。
- ・下水道（污水）施設、汚水中継ポンプ場等の施設管理を行うとともに、応急対応に必要な防災体制の整備を推進する。

⑤ 下水道施設の耐震化等【環境・エネルギー】【老朽化対策】

- ・下水道施設としては、被害想定に応じた計画的な施設整備、耐震化、自家用発電機の整備等ストックマネジメントによる更新を推進する。
- ・農業集落排水施設としては、施設の長寿命化及び維持管理費の節減のため、最適整備構想に基づき計画的な改築・更新を推進する。
- ・下水道施設及び農業集落排水施設の処理場の改築にあわせた統廃合を推進する。

⑥ 風評被害への対応【情報・通信】

- ・誰しもが不安を抱くような社会情勢において、誤った情報による風評被害等を防ぐため、正確な情報を迅速に発信する体制を整備する。

⑦ 下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新、拡充【環境・エネルギー】

- ・大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高めていく。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生 **重点P**

① 避難所における良好な生活環境の確保

【行政機能／消防／防災教育等】【保健・医療・福祉】【老朽化対策】

- ・避難所に指定されている施設については、物資の確保や施設の整備など、感染症対策にも配慮した避難所としての防災機能の強化を推進する。
- ・避難所生活が長期化する場合は、住民自治協議会、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所内の衛生管理の徹底を図る。

② 要配慮者への対応【保健・医療・福祉】

- ・要配慮者を把握し支援するために、各地域にある住民自治協議会、自治会等、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域支援者等による「地域支援ネットワーク」の構築を促進する。

③ 非常用物資の備蓄促進【情報・通信】【リスクコミュニケーション】【公民連携】

- ・民間事業者等との協定締結を充実するとともに、防災訓練等を通じて協力・連携体制の強化を推進する。
- ・各家庭において、食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持ち出し品の常備等の対策を図るよう促進する。特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については、供給が困難となる場合が想定されるため、各家庭の事情に応じた備蓄を行うよう促進する。

④ 被災者のケア体制の構築【保健・医療・福祉】

- ・被災者に対する相談窓口を設置し、必要な支援を行う体制を構築する。

2-7 災害救助における活動拠点、資機材等の不足

① 防災拠点施設の整備【行政機能／消防／防災教育等】

- ・災害対策本部機能を有する代替施設として、消防本部庁舎等の機能充実に努める。
- ・災害時の救援・救助及び復旧活動等を行う防災拠点施設整備を推進する。

② 災害時用物資の備蓄等【行政機能／消防／防災教育等】

- ・災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。
- ・防災備蓄倉庫の災害時用物資（食料等を含む）を計画的に更新する。

2-8 市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態

① 地域コミュニティの強化【リスクコミュニケーション】

- ・住民自治協議会・自治会等地域コミュニティにおける共助の取組みを促進するため、地域に密着した防災対策等の支援に取り組む。

② 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

【行政機能／消防／防災教育等】【リスクコミュニケーション】

- ・住民自治協議会、自治会（区）、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援の方法等を定めた個別計画の策定を推進する。

③ 避難所の管理運営【行政機能／消防／防災教育等】【リスクコミュニケーション】

- ・地域住民が地域主体による避難所の開設や運営を実施できるよう支援を行う。

2-9 緊急輸送路等の途絶により、救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

① 沿道構造物の倒壊防止等（1-1⑤再掲）【住宅・都市】

- ・ブロック塀や広告塔等の耐震対策等の普及啓発を促進する。

② 物資輸送ルートの確保（2-1①再掲）【情報・通信】【国土保全（土地利用）】

- ・緊急輸送道路や、防災上の拠点について、発災時にも機能するよう整備を図る。

2-10 市民の多数被災、防災倉庫の被災等により、消防団や自主防災組織が救援・消火活動等 できない事態 **重点P**

① 消防力の強化【行政機能／消防／防災教育等】

- ・消防施設整備計画に基づき、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。
- ・消防組織の整備充実を図るとともに、消防団の組織を充実させるために消防団活性化計画を策定する他、教育訓練機会を拡充し、資質の向上を図り、消防団組織の活性化を推進する。
- ・消防機関を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度の徹底とともに、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る。

② 自主防災組織の活動支援【人材育成】【公民連携】

- ・自主防災組織への女性の参画を促進するなど組織の活性化や、組織間、地域の消防団との連携を促進する。
- ・自主防災組織の育成・強化を図るとともに、その活動を活性化するため、組織の中核となるリーダーとして、各地域のコミュニティ活動の中心となっている人や専門的知識を持つ人などから人材を発掘し、研修会等を開催し防災リーダーを育成する。

③ 事業所火災や危険物災害の防止・低減化【行政機能／消防／防災教育等】

- ・事業所や危険物施設の立入検査を実施し、災害を未然に防止する。また、防火管理者講習や危険物保安講習、予備講習会その他各種火災予防の催しを実施し、必要な知識や適切な取り扱いを指導するとともに違反等の是正に努める。

3 必要不可欠な行政機能等は確保する

3-1 防災拠点施設等の被災による行政機能の大幅な低下 **重点P**

① 災害対策本部の体制整備等【行政機能／消防／防災教育等】【情報・通信】

- ・災害時に迅速な対応ができるよう、非常用電源の確保（燃料を含む）、災害時用物資（飲料水、食料等を含む）の確保、無線通信機等通信手段の確保、災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保等、必要となる体制整備を確立しておく。

② 被災による機能低下の回避（2-2⑥再掲）【行政機能／消防／防災教育等】

- ・大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち早期復旧の必要のある業務を実施する体制を確保する。

③ 周辺インフラの整備・保全【国土保全（土地利用）】

- ・効率的な舗装修繕や橋梁修繕を実施し、幹線道路や生活道路の整備を行うとともに、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保する。（2-4①再掲）

④ 外部からの支援による業務継続体制の強化【行政機能／消防／防災教育等】

- ・職員の不足に対応するため、応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策に取り組む。

⑤ 常備消防の充実強化【行政機能／消防／防災教育等】【老朽化対策】

- ・消防庁舎については、大規模改修による長寿命化や更新に向けた検討を行う。（1-2④再掲）

⑥ 職員の人材育成【行政機能／消防／防災教育等】【人材育成】

- ・災害対応を適切に行うため、職員に対する研修を定期的を実施する。
- ・対策本部の運営や危機発生時における緊急対策を迅速・的確に行えるよう訓練を実施し、実技能力、情報処理能力、判断力の向上を図る。

3-2 広域応援部隊や後方支援部隊の受入体制が十分に確保できない事態

① 防災関係機関との連携体制の構築【行政機能／消防／防災教育等】

- ・平常時から自衛隊、警察、消防機関等との連携体制の強化に努め、情報連絡体制の確認、防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

② 受入体制の整備【行政機能／消防／防災教育等】

- ・応援が円滑に受けられるよう、救援活動拠点の確保や、受援や後方支援に必要な計画等の策定について検討する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 **重点P**

① 長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持

【行政機能／消防／防災教育等】【情報・通信】【公民連携】

- ・庁舎非常電源設備の燃料については、平常時より備蓄に努めると共に、関係事業者及び関係団体等との協定締結、防災訓練等を通じた協力関係の強化を図り、災害時での円滑な応援・協力体制を確立しておく。

② インフラの整備・保全（2-4①再掲）【交通・物流】

- ・効率的な舗装修繕や橋梁修繕を実施し、幹線道路や生活道路の整備を行うとともに、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保する。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 **重点P**

① 情報提供手段の整備（1-3④再掲）

【行政機能／消防／防災教育等】【情報・通信】【公民連携】

- ・非常時の通信手段となる防災情報システムの充実を図るとともに、適正に維持管理する。
- ・防災情報等の提供については、市の防災システムを活用し、多種多様な方法での情報提供体制の確立及び提供手段の強化・充実を推進する。

② 地域防災力の向上

【行政機能／消防／防災教育等】【情報・通信】【リスクコミュニケーション】

- ・ハザードマップの周知、防災出前講座の開催、広報紙等を活用した啓発活動、学校における防災教育、実践的な防災訓練の実施等により、地域防災力の向上を促進する。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業等の生産力低下

① 企業・事業所における防災計画や事業継続計画（BCP）策定の促進

【産業構造（農林商工）・金融】

- ・被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成を促進する。

② 支援体制の充実【産業構造（農林商工）・金融】

- ・商工会議所や商工会等の経済団体との緊密な連携体制を構築する。

5-2 幹線道路の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 **重点P**

① 発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備

【交通・物流】【国土保全（土地利用）】【老朽化対策】

- ・ 幹線道路へのアクセス強化により快適な道路ネットワークを整備するとともに、あわせて歩道等の施設整備により安全な道路空間を構築し、安心・快適で活力あるまちづくりを推進する。
- ・ 道路施設の老朽化対策や防災・減災対策、生活空間の安全対策、安全かつ信頼できる道路環境の提供を推進することにより、道路利用者の安全安心を確保し、安心して暮らせる生活環境の構築を推進する。
- ・ 今後老朽化が進行する橋梁については、引き続き、橋梁長寿命化改善計画に基づき、橋梁点検等を実施し、緊急を要する損傷、劣化等が見受けられる橋を重点的に修繕し、コスト縮減及び安全・安心な道路空間の整備を図る。

② 輸送機関相互の連携・代替性の確保【交通・物流】

- ・ 公共交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定されるため、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する。

5-3 地域産業（観光、農林業、商工業等）の被害拡大と産業の停滞

① 農林業に係る生産基盤等の災害対応力強化【産業構造（農林商工）・金融】

- ・ 農業水利施設、幹線水路等の基幹的施設について、必要な補強工事を支援することにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る。
- ・ 林地荒廃地の現況を把握し、崩壊地復旧及び土砂流出防止等のための治山事業を促進する。

② 企業・事業所等の経営安定化【情報・通信】【産業構造（農林商工）・金融】

- ・ 中小企業・小規模企業の経営の安定化に向けた振興施策の取組みについて、関係団体等と連携し推進する。

③ 企業・事業所における防災計画や事業継続計画（BCP）策定の促進（5-1①再掲）

【産業構造（農林商工）・金融】

- ・ 被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成を促進する。

5-4 食料・飲料水等の安定供給の停滞

① 事業者との協力体制の整備【公民連携】

- ・関係事業者等との協力協定の締結・拡充を推進する。
- ・市が締結している協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討する。
- ・協定締結先との連携強化を図り、災害時の実効性を確保する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 上下水道、污水处理施設等の長期間にわたる機能停止 **重点P**

① 上水道施設の耐震化等【環境・エネルギー】【老朽化対策】

- ・伊賀市水道事業基本計画、伊賀市水道事業経営戦略に基づき、ゆめが丘浄水場を最大限活用し、原水の水質悪化が見られ取水量が不安定な水源施設や耐震性の乏しい老朽化した施設等の統廃合を進める。
- ・浄水場、配水池等の水道施設及び基幹病院、災害時避難拠点等の給水優先度が特に高い施設に水道水を供給する配水管の耐震化を図る。(2-1③再掲)

② 応急給水・復旧のための体制整備【環境・エネルギー】

- ・水道施設の点検整備を定期的に行い、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

③ 下水道施設の耐震化等【環境・エネルギー】【老朽化対策】

- ・下水道施設としては、被害想定に応じた計画的な施設整備、耐震化、自家用発電機の整備等ストックマネジメントによる更新を推進する。(2-5⑤再掲)
- ・農業集落排水施設としては、施設の長寿命化及び維持管理費の節減のため、最適整備構想に基づき計画的な改築・更新を推進する。(2-5⑤再掲)

④ 生活排水処理施設の整備等

【環境・エネルギー】【産業構造（農林商工）・金融】【老朽化対策】

- ・住宅や避難所からの生活排水を速やかに排除するため、「伊賀市生活排水処理施設整備計画」に基づき、計画的な整備を促進する。(2-5④再掲)
- ・下水道施設としては、被害想定に応じた計画的な施設整備、耐震化、自家用発電機の整備等ストックマネジメントによる更新を推進する。(2-5⑤再掲)
- ・農業集落排水施設としては、施設の長寿命化及び維持管理費の節減のため、最適整備構想に基づき計画的な改築・更新を推進する。(2-5⑤再掲)

⑤ 下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新、拡充【環境・エネルギー】

- ・大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高めていく。(2-5⑦再掲)

⑥ 合併処理浄化槽の設置推進【環境・エネルギー】

- ・公共下水道（污水）整備区域及び農業集落排水処理区域等から外れた区域については、合併処理浄化槽の整備を推進する必要がある。また、老朽化した単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換などの一層促進を図る。

6-2 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止 **重点P**

① 必要なインフラの整備・保全【交通・物流】

- ・効率的な舗装修繕や橋梁修繕を実施し、幹線道路や生活道路の整備を行うとともに、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保する。（2-4①再掲）
- ・未事業化区間である名神名阪連絡道路（地域高規格道路）は、近畿圏と中部圏を結ぶ道路網の機能強化や広域的な交流を促進する道路として期待されるため早期事業化に向けた取組みを行う。

② 輸送機関の確保【交通・物流】

- ・公共交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定されるため、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する。（5-2②再掲）
- ・鉄道及び路線バスを軸に市内の公共交通軸を形成し、これを準基幹バスが補完するとともに、各地域の実情に応じた地域アクセスバスやタクシーなどが一体的に機能する公共交通ネットワークの形成を推進する。

③ 落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策【交通・物流】【国土保全（土地利用）】

- ・豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所やアンダーパス部、冠水が想定される箇所の点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する。

④ 迅速な道路啓開の体制整備（2-1②再掲）【交通・物流】【公民連携】

- ・関係機関と連携した迅速な道路啓開（道路上のがれき処理等）の体制整備を推進する。
- ・道路啓開を円滑に行うために必要な人員、資機材等の迅速な確保を図るため、関係団体との連携強化に努める。

6-3 電気、ガス、燃料の長期間にわたる供給停止

① 災害対応力の強化【行政機能／消防／防災教育等】【公民連携】

- ・災害時において発生する電気・ガス・水道・鉄道等地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン企業等関係機関との情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討する。

6-4 広域応援部隊が使用する燃料等物資の調達が生じ、円滑な救援行動に支障を来す事態

- ① 燃料の確保対策の推進（2-1④再掲）【行政機能／消防／防災教育等】【公民連携】
 - ・ 緊急通行車両（市有車等）や市有施設における非常電源設備等の燃料の確保を図る。
- ② 事業者等と連携した物資調達・供給体制の確立（2-1⑥再掲）
【行政機能／消防／防災教育等】【公民連携】
 - ・ 災害時に必要な物資を取り扱う事業者等との調達協定等の締結を推進し、災害時の物資等調達体制の強化を図る。

7 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地等での大規模火災による多数の死傷者の発生 重点P

- ① 消防力の強化（2-10①再掲）【行政機能／消防／防災教育等】
 - ・ 消防施設整備計画に基づき、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。
 - ・ 消防組織の整備充実を図るとともに、消防団の組織を充実させるために消防団活性化計画を策定する他、教育訓練機会を拡充し、資質の向上を図り、消防団組織の活性化を推進する。
 - ・ 消防機関を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度の徹底とともに、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る。
- ② 大規模火災対策の推進（1-2①再掲）
【行政機能／消防／防災教育等】【国土保全（土地利用）】
 - ・ 大規模な火災の拡大を防ぎ、又は被害を軽減するため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災街区の整備、面的整備事業等を実施する。
 - ・ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導を図る。
 - ・ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設を整備する。
 - ・ 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療関係の建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進する。
- ③ 密集市街地の改善（1-2②再掲）【行政機能／消防／防災教育等】【住宅・都市】
 - ・ 災害時に被害を受けやすい旧城下町地区等の密集市街地については、日本の20世紀遺産に選定された伊賀上野城下町のまちなみ景観や歴史文化、風土との調和に配慮しつつ、浸水対策、消防水利としての活用やオープンスペースを確保するため、上野城の遺構の一部復元などにより防災機能の向上に努める。

④ 狭あい道路の整備推進（1-2⑤再掲）【住宅・都市】

- ・大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行を確保するため、狭あい道路の拡幅整備等を図る。

⑤ 空き家の適正管理の推進（1-2⑥再掲）【住宅・都市】

- ・空き家の適正管理について啓発等を行うとともに、空き家バンクへの登録、空き家の利活用等を促進する。

7-2 沿線・沿道の建物・構造物等の倒壊に伴う閉塞、交通麻痺

① 沿道の建築物等の倒壊防止等【住宅・都市】

- ・地震時に通行を確保すべき道路として耐震改修促進計画で指定された道路沿道の特定の建築物については、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。
- ・ブロック塀や広告塔等の耐震対策等の普及啓発を促進する。（1-1⑤再掲）

② 住宅・民間建築物の耐震化（1-1①再掲）【住宅・都市】

- ・住宅・民間建築物の耐震化を推進及び促進することにより、安全で安心できる住まい・災害に強いまちづくりを実現するため、伊賀市建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震性が不足する住宅及び民間建築物における耐震診断・耐震改修の促進を図るための情報提供及び支援事業等を推進する。
- ・関係団体と協力し、大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の普及啓発を推進する。

③ 狭あい道路の整備推進（1-2⑤再掲）【住宅・都市】

- ・大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行を確保するため、狭あい道路の拡幅整備等を図る。

7-3 防災インフラ、ため池、ダム等の損壊・機能不全、土砂流出による多数の死傷者の発生

重点P

① 防災重点農業用ため池対策の推進【国土保全（土地利用）】

- ・災害防止上、緊急度が高いため池の管理者に対し啓発を行うとともに、改修（補強）事業を促進する。（1-4③再掲）
- ・災害予防上緊急度の高いものから改修（補強）事業を実施する。

② ハードとソフトを組み合わせた対策【国土保全（土地利用）】

- ・地滑り対策などについて、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を行う。
- ・河川上流に洪水調節用ダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設又は改修、既設の農業用ため池への洪水調節機能の賦与及び改修等を支援し、下流沿岸地等の洪水被害を防止する。

③ ため池ハザードマップの周知徹底等

【国土保全（土地利用）】【リスクコミュニケーション】

- ・ため池ハザードマップの配布や市ホームページでの掲載等は今後も継続して実施すると共に、広報活動をさらに充実し、市民への周知徹底を図る。
- ・避難訓練等の防災訓練等に活用することにより、ため池ハザードマップの周知を図る。

7-4 農地、森林等の荒廃による被害の拡大 **重点P**

① 農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保安全管理【産業構造（農林商工）・金融】

- ・集落の農地を集落ぐるみで維持管理し、経営発展をめざす集落営農組織等の生産活動を支援するなど集落営農組織の強化に向けた取組みを推進する。
- ・認定就農者や認定農業者を支援し、優良農地の集積と高度利用を促進する。
- ・農業水利施設は、不具合が生じる前に機能診断を適切に行うとともに、劣化の予防的な保全対策を実施し、施設管理の合理化を図る。
- ・農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図り、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成を促進する。
- ・老朽化等により十分な耐候性がない農業用ハウスについて、補強や防風ネットの設置等の支援を推進する。
- ・地域内の主要道路の舗装を早急に行い、農業生産の向上及び施設の維持管理の軽減を図る。

② 適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策

【産業構造（農林商工）・金融】【国土保全（土地利用）】

- ・森林の多面的機能の発揮と森林資源の継続的利用ができるよう、間伐及び間伐にかかる搬出に対し助成を行うなど、森林施業の促進を図る。
- ・治山・治水事業とあわせ、一般造林事業を推進して林地の保護と培養を図るとともに、地表の安定を図るため荒廃地の植林を促進する。
- ・林地荒廃地の現況を把握し、崩壊地復旧及び土砂流出防止等のための治山事業を促進する。（5-3①再掲）
- ・林道橋の点検診断を行い、損傷等を早期に発見し補修を図る。

③ 自然と共生した多様な森林づくり

【産業構造（農林商工）・金融】【国土保全（土地利用）】

- ・地域住民の暮らしにかかわりの深い森林保全、特に里山林の整備や保全活動を支援する。（1-4②再掲）
- ・鳥獣被害対策は、集落ぐるみの取組みが重要であることから、集落ぐるみで有害鳥獣の侵入を防ぎ、被害を防除、軽減する取組みを支援する。

④ 農林業等の生産活動の持続

【産業構造（農林商工）・金融】【国土保全（土地利用）】【人材育成】

- ・人・農地プランの作成や、日本型多面的支払事業の取組みを支援するとともに、集落営農組織の設立など地域営農の取組みを支援し、担い手農家の育成に努める。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生した災害廃棄物や土砂の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物処理計画の見直し【環境・エネルギー】

- ・伊賀市地域防災計画に基づき、庁内の関連部署と調整をとりながら点検を行い、地域防災計画や国の指針の改定、被害想定が見直されるなど、前提となる条件や社会情勢の変化等を踏まえて、定期的な見直し（訓練時の課題、協定内容の変更等）により計画を更新する。

② 汚泥再生処理センターの整備【環境・エネルギー】

- ・廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設を循環型社会形成推進地域計画に位置付けられた汚泥再生処理センターとして整備する。

8-2 復興を支える人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れる事態

① 建設業協会等との応急復旧体制の強化【行政機能／消防／防災教育等】【公民連携】

- ・建設業協会等との応援協定等に基づき、道路啓開（道路上のがれき処理等）を迅速に展開できる体制の充実を図るための訓練を実施するなど、発災時に適切な行動がとれる体制を整備する。

② 危険度判定士の養成等【行政機能／消防／防災教育等】【人材育成】

- ・市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士等の養成に努めるとともに、判定方法、判定技術者の権限、身分保証、派遣要請、判定資機材の調達、備蓄体制等の整備を図る。

③ 復興の事前準備【行政機能／消防／防災教育等】

- ・市は、被災後、迅速かつ的確に復興できるよう、事前に、復興に関する体制や手順、課題等の把握に努める。

8-3 事業用地の確保や応急仮設住宅等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態 **重点P**

① 地籍調査の推進【国土保全（土地利用）】

- ・災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査について、市民への啓発を図り、地籍調査を計画的に実施する。

② 応急仮設住宅供給体制の整備【住宅・都市】

- ・災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅の建設可能用地を把握する。
- ・被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。
- ・地域住宅計画に基づく市営住宅の整備を推進する。(1-1②再掲)

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

① 地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備

【行政機能/消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】

- ・災害時においても地域コミュニティが維持されるよう、自治協議会・自治会等のまちづくりを支援する。
- ・大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討する。

② 文化財の保護・活用【行政機能／消防／防災教育等】

- ・市内には貴重な文化財が多く存在していることから、関係機関との連携を図りながら各々の防災・減災対策を図る。
- ・文化財・遺構等の保存整備を進め、学習、活動の場として活用する。

8-5 企業や市民の流出等による地域活力の低下

① コミュニティ力を強化するための支援

【保健・医療・福祉】【情報・通信】【リスクコミュニケーション】

- ・自主防災組織への防災訓練等の指導・支援活動等により組織の活性化を促進し、地域の防災力向上に向けた取組みを推進する。
- ・外国人住民が、地域コミュニティの一員として社会参画できるよう学校や企業、関連団体等と連携し、「やさしい日本語」での対応、多言語での相談や生活支援を行うほか、必要な情報を集約し、多様なメディアを活用して防災情報を発信するなど外国人住民の防災意識向上への支援の充実を図る。

8-6 人口減少・高齢化の進行による地域防災力の低下

① 自助・共助の育成対策【情報・通信】【リスクコミュニケーション】

- ・地域住民の自主防災活動への参加・協力を促進するため、研修、啓発などを継続的に実施するとともに、地域の消防団等との連携を強化する。

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進

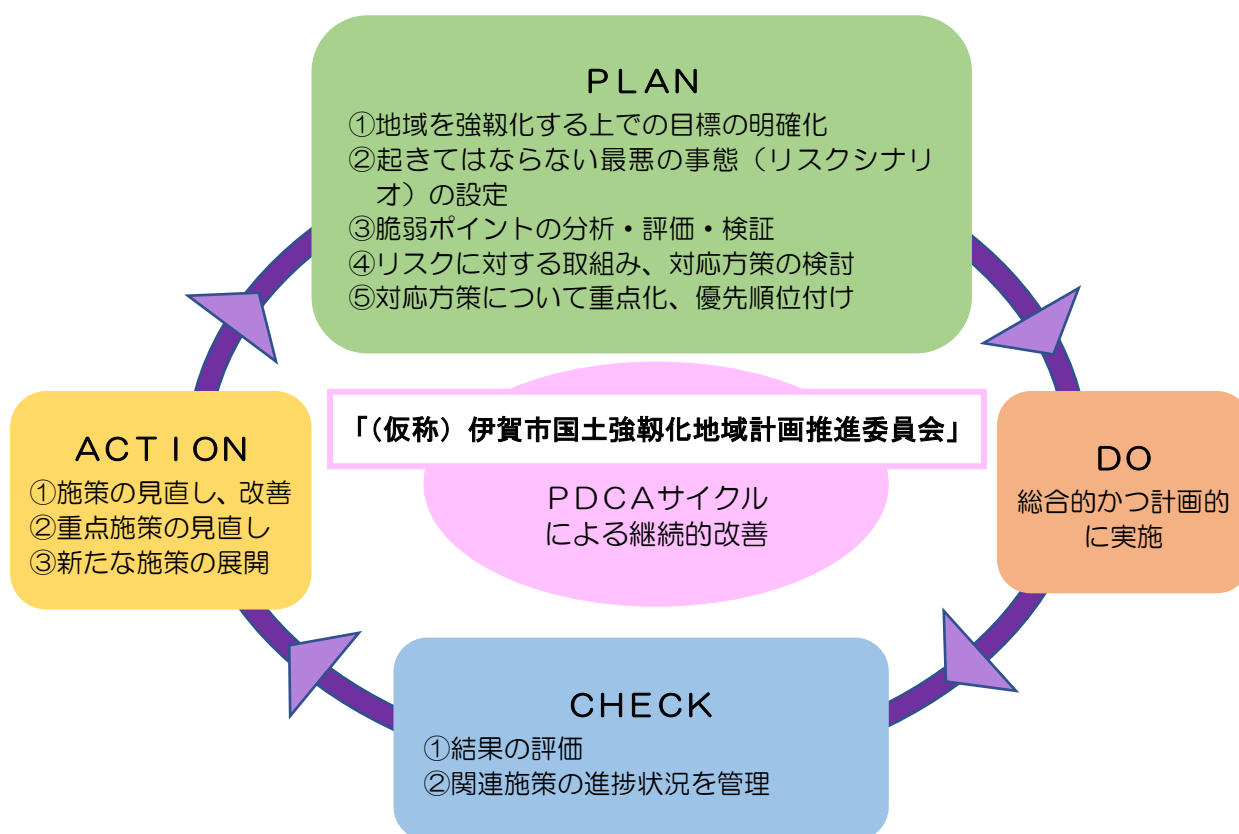
本市の国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取組みは広範な各課の所掌にまたがります。

したがって、本計画の推進に当たっては、庁内の横断的な体制のもと、県をはじめ、国の関係組織、近隣市町等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者・団体等と連携・協力しながら進めていきます。

2 進行管理（PDCAサイクルによる継続的改善）

本市の国土強靱化に向けては、国基本計画及び県地域計画と絶えず整合性を保つとともに、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要です。

そのためには、学識経験者等を含めた「（仮称）伊賀市国土強靱化地域計画推進委員会」を組織することによって、施策の進捗状況等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを繰り返して取組みを推進していくとともに、新たな施策展開を図っていきます。



3 計画の見直し

本計画は、市内外における社会経済情勢の変化や、国、県及び本市を通じた国土強靱化施策の推進状況等を勘案するとともに、市の総合計画や地域防災計画等を見直し等に併せて必要な検討を行い、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

伊賀市国土強靱化地域計画

2025年（令和7年）1月 変更
（2021年（令和3年）3月 策定）

伊賀市 防災危機対策局

〒5188-8501

三重県伊賀市四十九町 3184 番地

TEL 0595-22-9640 FAX 0595-24-0444